

天草市インタープリテーションガイドブック制作等業務委託業務説明書(仕様書)

1. 業務概要

(1) 委託業務名

天草市インタープリテーションガイドブック制作等業務委託

(2) 対象区域

①ガイドブック…天草市西海岸エリア（牛深、五和、天草、河浦）

②動画…天草市全域

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日

(4) 業務目的

本業務は、令和8年7月に雲仙天草国立公園指定70周年を迎えることを契機として、観光地として国内外から「選ばれる天草」となるために、「天草市ならではの魅力的なストーリー」として他の地域にはない本市特有の魅力・価値を整理して、地域が再発見、再認識すること。そして、その魅力・価値を来訪者と来訪者をお迎えする市内の全ての関係者の間で共有し、美しく豊かな天草を、正しく楽しみ、守り、次の世代に残していくための行動指針となるインタープリテーションガイドブック（いわゆるインタープリテーション全体計画をガイドブック形式で小冊子化したもの）を制作する。また、本市の自然景観やキリシタンの歴史、体験など多彩な魅力を伝え、本市のブランディングを図るプロモーション動画を制作する。

これにより、本市全体のおもてなし向上と市民のシビックプライドの醸成と浸透を通じて持続可能な観光地域づくりを図るとともに、「天草市ならではの魅力的なストーリー」を中核とした観光地としてのブランディングにより本市特有の魅力・価値に共感する観光客の誘致を図る。

2. 業務内容

本業務委託の内容は次のとおりとする。なお、業務の実施にあたっては、民間事業者や地域関係者の参画を得て、連携した取り組みが進められるよう、工夫しながら実施すること。

(1) 意見交換会の開催

天草市の自然資源及び文化資源の保全と利活用に興味のある住民や観光事業者、本市特有の魅力や価値に新たな視点を持ち込む天草市外からの参加者等を対象に、重要な資源の確認、来訪者に望む体験、共有したい価値などの内容を検討するための意見交換会を開催する。

意見交換会は1回あたり3時間程度。初回の資源の掘り起こしを4会場で、イルカ、下田温泉、崎津集落、牛深海域公園をテーマとして開催し、2回目以降は受託者が目的を達成できると考える会場及び回数を開催し、地域住民及び観光事業者等と十分に内容について調整する。受託者は、各開催案内のチラシデータを制作（片面カラーコピー、A4サイズ）、会場準備（市内の市所有施設を想定）、資料準備、結果報告のとりまとめ等一式を行

う。

意見交換会には、各回にファシリテーターを招聘し、意見交換会の運営や助言を依頼し、謝礼と旅費を支払うこと。（1回あたり4時間程度、1時間あたり10,000円と想定）旅費については、天草市職員等の旅費に関する条例に準じて支給するものとする。

ファシリテーターの候補者は、一般社団法人日本インタープリテーション協会理事を想定する。

（２） インタープリテーションガイドブック制作

上記、意見交換会の結果を踏まえ、天草市インタープリテーションガイドブックをデザイン、レイアウトを含めて、日本語版の他、英語版・中国語（繁体字）版、韓国語版を制作する。

なお、制作にあたっては、環境省天草自然保護官事務所が本年度制作する天草地域ストーリーや、本市市民環境課と天草市イルカウォッチング事業者チームの「イルカと人の共生」の取り組み、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の構成資産である「天草の崎津集落」に関する本市文化課の取り組みなど、本市や関係機関が取り組むストーリー構築との整合性を図る。

インタープリテーションガイドブックは、手に取りやすく、読みやすい形式・内容とし、市内外に向けた観光地としてのブランディングを図るための中核的な媒体として位置付けることを想定する。

（３） 素材用動画の撮影及びブランディング動画の制作

インタープリテーションガイドブックとしてとりまとめた「天草市ならではの魅力的なストーリー」をより効果的に伝えるため、当該ストーリーを視覚的なイメージとして表現した素材用動画を撮影し、その動画を組み合わせ編集したブランディング動画を制作する。

動画の内容は、「天草市ならではの魅力的なストーリー」を伝えるイメージ映像に加え、本市への交通手段（上記誘客対象を踏まえ天草エアライン及び長崎方面と鹿児島方面からの航路）をあわせて紹介するものとし、ターゲットや広報媒体ごとに適した内容・長短の複数種類（英語版・中国語（繁体字）版、韓国語版含む。）の制作を想定する。

動画は、台湾、長崎、福岡からの誘客を念頭に、Instagram・YouTube等のSNSやデジタルサイネージ等における広報に活用することを想定する。

なお、撮影した素材用動画は、ブランディング動画とは別に、撮影場所毎のデータとして納品すること。

3. 業務完了後の提出書類

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日または令和8年3月19日のいずれか早い日までに、委託業務完了届等を天草市観光文化振興課に提出すること。

（１） 委託業務完了届

（２） 事業実績報告書（委託業務の実施内容、成果・課題、素材用動画、ブランディング動

画等) 2部

(3) (2) の電子データを保存した電子媒体 (DVD - R等) 2枚

(4) 収支精算報告書

(5) 成果品 (ガイドブック、パンフレット等) 各15部

(6) その他、業務に関し必要と考えられる資料

4. その他

- (1) この業務を原則として再委託又は譲渡することは出来ない。ただし、委託者が認めた場合は除く。
- (2) ガイドブック制作に関して、本市の独自性を考慮し、特色あるガイドブックとなるように配慮するとともに、緊密な連携を保ち、制作作業を円滑に進めるため、業務に精通した専門的職員 (研究員等) を1名以上、業務責任者として配置する。
- (3) ガイドブック制作に関する委託者との調整は、当初協議及び中途協議、最終協議のみならず、進捗に応じて、委託者の要請に対し迅速に対応するものとする。
- (4) 本業務の成果は、全て委託者に帰属するものとし、業務終了後も公表してはならない。
- (5) 業務遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては十分に留意し、適正な管理を行うこと。また、業務遂行にあたり知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (6) 成果品の制作については、委託者と協議のうえで実施する。
- (7) 本仕様書に定めのない事柄については、委託者と協議のうえ、委託者の指示に従うものとする。
- (8) この仕様書についての問い合わせ先

天草市観光文化部観光振興課地域観光・プロモーション推進係 大塚・花里

電話：0969-32-6787